

緊急院内集会のご案内

今国会で民法改正の閣議決定を！

日時 6月1日(火) 11:30～

会場 衆議院第二議員会館 第1会議室

丸の内線、千代田線「国会議事堂前駅」、南北線「溜池山王駅」、有楽町線「永田町駅」

選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃を盛り込んだ民法改正は、昨年の政権交代により実現するものと大変期待されました。ところが、民法改正案は今国会の提出予定法案とされながら、現在に至るまで閣議決定されていません。千葉法務大臣は、5月11日の法務委員会の答弁で、改めて今国会での提出に意欲を見せましたが、閣議決定の見通しすら立っていません。

民法改正に賛成の野党からも議員立法案が提出されていないため、97年以降、民法改正案を出し続け、公約にも掲げた政党が政権をとって初めて通常国会で法案がないという厳しい状況になる恐れもあります。

昨年8月、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、民法の差別規定の撤廃はもちろん、世論調査を理由に法改正しないことについても厳しく勧告しました。民法改正は、勧告の履行を確実なものにするために新たに導入されたフォローアップ制度の対象になっており、政府は2年以内に行った措置を報告しなければなりません。

今週は、国連子どもの権利委員会が日本政府の報告書審査を行い、6月に総括所見を採択します。同委員会はこれまで、婚姻最低年齢を男女平等にする民法の改正や婚外子差別の民法や戸籍法を改正するよう勧告していますが、実現しておらず、日本政府が厳しい勧告を受けるのは必至とみられます。

選択的夫婦別姓制度導入は、当事者はもとより、政府や新聞各社の世論調査で明らかなように多くの国民が賛成し、国際社会からの要請であるにもかかわらず、議論も進まず、見通しも立たないため、鳩山政権に対する不安や失望の声が日に日に大きくなっています。

そこで、今国会での閣議決定を求める緊急の院内集会を行うことにいたしました。

今年は参議院選挙が行われます。多くの皆様にご参加いただき、法改正を求める声を大にして国会議員に届け、閣議決定を求めたいと思います。ぜひご参加ください。

なお、当日は、国会議員や集会の賛同団体、家族法学者や弁護士、法改正を望む個人やNGO、メディア関係者などが出席することになっています。

連絡先：mネット・民法改正情報ネットワーク

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-6-22-304 Tel&Fax：03-3568-3077

URL：http://www.ne.jp/asahi/m/net/ e-mail：mnet@news.email.ne.jp